

第一問

甲国法人 X は、日本に本社を有する日本法人 Y を相手取って、X の甲国特許権(本件特許権)を Y が甲国で侵害したと主張し、1000 万円の損害賠償を請求して日本で訴えを提起した。以下の各小問に答えなさい。なお、民訴法 3 条の 9 の検討は不要である。

(1) Y は、本件訴えは甲国の専属管轄に属すると主張し、日本の国際裁判管轄を争っている。本件訴えにつき、日本に管轄が認められるか。(期末試験総点 80 点中 10 点)

(2) X は、本件特許権の有効性について中間確認の訴えを提起できるか。(期末試験総点 80 点中 5 点)

(3) Y は X に対して、本件特許権の無効確認を請求して反訴を提起できるか。(期末試験総点 80 点中 5 点)

(4) X の 1000 万円の損害賠償請求に対し、Y は X に対して有している 1100 万円の売買代金債権を用いて相殺の抗弁を提出し、残余の 100 万円につき支払いを請求して反訴を提起した。反訴につき、日本に国際裁判管轄は認められるか。(期末試験総点 80 点中 5 点)

第二問

ある発明について乙国の特許権(本件特許権)を有している乙国法人 X は、日本に本社を有する日本法人 Y との間で、当該発明の独占的な実施権を Y に対して付与する契約(本件ライセンス契約)を書面で締結した。本件ライセンス契約には、同契約に関して生ずる一切の紛争を対象として、乙国の専属管轄合意(本件管轄合意)が置かれている。X は、本件ライセンス契約に基づき、1000 万円のライセンス料の支払いを請求し、Y を相手取って日本で訴えを提起した。これに対して、Y は、第一回口頭弁論期日において、X の本件ライセンス契約違反に基づく損害賠償債権をもってライセンス料債務を相殺するとの抗弁を提出した。以下の各小問に答えなさい。

(1) Y は、その後、第二次的に、本件管轄合意によってライセンス料請求につき日本の国際裁判管轄は排除されていると主張して、X の訴えの却下を求めた。Y のこの主張は認められるか。なお、本問においては、民訴法 3 条の 9 の検討は不要である。(期末試験総点 80 点中 15 点)

(2) X は、本件管轄合意によって、Y の損害賠償請求につき日本の国際裁判管轄は排除されているため、Y の抗弁は許されないと主張した。X のこの主張は認められるか。(期末試験総点 80 点中 10 点)

(3) 本件ライセンス契約の違反に基づく損害賠償につき、Y が同請求権を自働債権とする相殺の抗弁

を提出するのではなく、その支払いを請求して反訴を提起した。本件反訴は適法か。(期末試験総点 80 点中 5 点)

### 第三問

丙国で下された金銭判決の執行判決請求訴訟が京都地裁に提起された。丙国では、以下の要件をすべて満たす外国の確定判決は承認され、執行される。京都地裁は、「相互の保証」(民訴法 118 条 4 号)があるかをどのように判断すべきか論じなさい。(期末試験総点 80 点中 25 点)

- ① 当該外国判決が金銭支払を命ずる判決であること。
- ② 当該外国の裁判所が丙国の基準に従えば国際裁判管轄を有していたこと。
- ③ 当該外国の裁判手続において、公示送達による場合も含めて、被告に対し適法な告知が行われたか、または被告が任意に出頭したこと。
- ④ 当該外国判決が詐取されていないこと。
- ⑤ 当該外国判決の内容が丙国の公序に反しないこと。
- ⑥ 当該外国裁判所が明白に誤った事実認定を行っていないこと。